

食品安全委員会第676回会合議事録

1. 日時 平成29年12月5日（火） 14:00～14:36

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・添加物 7品目

- | | |
|------------------------|---------------|
| [1] イソブチルアミン | [2] イソプロピルアミン |
| [3] <i>sec</i> -ブチルアミン | [4] プロピルアミン |
| [5] ヘキシルアミン | [6] ペンチルアミン |
| [7] 2-メチルブチルアミン | |

(厚生労働省からの説明)

・遺伝子組換え食品等 2品目

ミラクリン発現トマトTU-IPI05B-1

(厚生労働省からの説明)

Escherichia coli K-12 DM235.0株を利用して生産されたL-トレオニン

(農林水産省からの説明)

(2) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

・「ブチルヒドロキシアニソール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 平成30年度食品安全モニター募集について

(4) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、吉田委員、山本委員、石井委員、堀口委員、村田委員

(事務局)

厚生労働省 関野食品基準審査課長

厚生労働省 森田新開発食品保健対策室長

農林水産省 林畜水産安全管理課調査官

(事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、松原総務課長、吉田評価第一課長、
吉岡評価第二課長、箆島情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
渡辺リスクコミュニケーション官

5. 配付資料

- 資料1-1 食品健康影響評価について
- 資料1-2 「イソブチルアミン」「イソプロピルアミン」「*sec*-ブチルアミン」「プロピルアミン」「ヘキシルアミン」「ペンチルアミン」「2-メチルブチルアミン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について
- 資料1-3 ミラクリン発現トマトTU-IPI05B-1に係る食品健康影響評価について
- 資料1-4 *Escherichia coli* K-12 DM235.0株を利用して生産されたL-トレオニンに係る食品健康影響評価について
- 資料2 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<ブチルヒドロキシアニソール>
- 資料3 平成30年度食品安全モニター募集要項（概要）

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第676回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省から関野食品基準審査課長、森田新開発食品保健対策室長、農林水産省から林畜水産安全管理課調査官に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第676回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めていきたいと思っております。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松原総務課長 本日の資料は6点ございます。

資料1-1が「食品健康影響評価について」、資料1-2が「『イソブチルアミン』『イソプロピルアミン』『*sec*-ブチルアミン』『プロピルアミン』『ヘキシルアミン』『ペンチルアミン』『2-メチルブチルアミン』の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について」、資料1-3が「ミラクリン発現トマトTU-IPI05B-1に係る食品健康影響評価について」、資料1-4が「*Escherichia coli* K-12 DM235.0株を利用して生産されたL-トレオニンに係る食品健康影響評価について」、資料2が「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」、資料3が「平成30年度食品安全モニター募集要項（概要）」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成29年1月10日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、厚生労働省から11月29日付で添加物7品目、11月30日付で遺伝子組換え食品等1品目、農林水産省から12月1日付で遺伝子組換え食品等1品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、まず、厚生労働省からの評価要請品目のうち添加物7品目について、厚生労働省の関野食品基準審査課長から説明をお願いいたします。

○関野食品基準審査課長 厚生労働省から参りました関野でございます。よろしくお願いたします。

私からは、添加物に関する評価要請について説明させていただきます。お手元の資料で申し上げますと、資料1-1と資料1-2を使いまして、少し内容について紹介したいと思います。

まず、資料1-1を御覧いただければと思いますが、こちらは今回の評価依頼に関します公文書ということになる訳でございますが、記の下に書いてございまして、食品衛生法第10条及び第11条第1項の規定に基づきまして、ここに示します7つの添加物に関し

まして、人の健康を損なうおそれのない添加物として新たに定めるとともに、規格基準を設定することにつきまして、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

これらの7品目全て、脂肪族第一級アミンというものに分類される香料というふうに行くこともできるかと思えます。

次に、資料1-2をお願いいたします。こちらに具体的な内容を示してございますが、1ページ目にありますのは全体の概要でございまして、個別の7品目につきましては2ページ目以降に示していますので、少し概略を紹介いたします。

1ページ目に示してある内容としては、なお書きのところでございますけれども、食品健康影響評価の結果をいただいた後に、我々としましては、薬事・食品衛生審議会において議論をしまして、食品添加物としての新規指定及び規格基準の設定について検討する予定ということでございます。

次の2ページから個別の品目について概略が示されておりますので、御覧いただければと思います。まず、2ページ目に掲げていますのはイソブチルアミンでございます。

2. の形で表にしておりますけれども、名称、構造式、用途につきましては、御覧のとおりで香料としての用途を考えておりまして、このイソブチルアミンに関しましては、我々の調べた範囲内ですが、きのこ、ココア、コーヒー等に含まれていることも分かってございます。

その下、日本における使用状況は、指定前ですので、現在のところ使用されていないということ。使用基準につきましては、着香の目的以外には使用してはならないということを考えてございます。

国際機関あるいは海外での状況ということで少し紹介いたしますと、JECFAとかEFSAにおきましては、ここには安全性の懸念なしと書いてございますけれども、その背景には、遺伝毒性の懸念がないこと、さらに、構造的に見て単純な化学構造をしていることで、構造クラスはIということが検討されております。加えて、代謝経路の確認、摂取量といったところも検討した上で、安全性の懸念なしという結論が得られているものでございます。そして、EFSAの方は、JECFAの評価結果を基本的に支持するという形での評価結果になっております。

国際規格があることと、使用状況に関しましては、欧米において香料として認められておりまして、ここに掲げますような食品に既に利用されているということでございます。

食品安全委員会の評価につきましては、今回、初めてということでございます。

以下、3ページ目以降、それぞれの香料につきまして記載がございまして、今、イソブチルアミンについて触れました内容のうち、当然のことながら名称と構造式のところはそれぞれ固有でございます。そして、成分概要のところになりますけれども、我々が得ております情報によると、多少、食品の種類によって含まれている量が違うということで分かっている範囲で少し記載ぶりを変えてございますが、その他の用途ですとか日本における使用状況、あるいは国際機関、海外での状況、このあたりは全て同じ記載ですので、繰り

返しの説明は省略させていただきたいと思います。

3 ページ目がイソプロピルアミンというものになります。物質名だけの紹介になりますが、4 ページ目が*sec*-ブチルアミン、5 ページ目がプロピルアミン、6 ページ目がヘキシルアミン、7 ページ目がペンチルアミン、最後に8 ページが2-メチルブチルアミンという、合計7つの香料たる添加物につきまして、今回、評価依頼をお願いするものでございます。どうかよろしくお願いたします。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見あるいは御質問がございましたら、お願いたします。

山添委員、どうぞ。

○山添委員 今回の諮問では、IUPAC名も記載いただきまして、どうもありがとうございます。

この諮問書では、通常に摂取する食品中にも含まれるとの記載がありますけれども、これらの食品に含まれる含量についての情報はあるのでしょうか。

○佐藤委員長 どうぞ、お願いします。

○関野食品基準審査課長 本日の資料1-2に、それぞれの添加物に関しまして、若干成分概要のところを書いてございますとおり、それぞれ分かっている範囲で食品に含まれていることが数値も含めて分かっております。ただ、7つ全てについて分かっている訳ではなくて、そのうちイソブチルアミンとイソプロピルアミン、4番目のプロピルアミンと次のペンチルアミンについては含量も含めて分かっておりますので、そちらについて少し紹介をさせていただくことにします。

まず、イソプロピルアミンについてですが、きのこ類に20 ppm程度含まれているという原著に基づくデータがございます。それから、コーヒーに1 ppm、ココアにも2.8 ppm程度含まれているといったことがございます。もちろんチーズとかワインにも含まれております。

2つ目になりますが、イソプロピルアミンにつきましては、一番数値の大きいところで、にんじんが7 ppm、とうもろこしが2.3 ppm、資料に記載のある豚肉ですけれども、こちらが0.1 ppmです。

次が、1つ飛んでプロピルアミンになりますけれども、こちらも資料に記載の順で申し上げますと、まず紅茶が書いてございますが、こちらについて最大で29 ppm程度、チーズに約9 ppm、きのこについては3 ppmといった感じです。

最後に4品目がペンチルアミンになりますが、最初に書いてございますコーヒーにつ

きまして最大で15 ppm、2番目のハツカダイコンは約7 ppm、カリフラワー等については、データとしてはブロッコリーも一緒に含めた数字のようですが、3.3 ppm、このあたりが数値として分かっている範囲での含有量ということになるかと思えます。

○山添委員 どうもありがとうございます。

実際には添加物で使う量も非常に限られていて、たくさん使うとくさいので、含量が少ないというのは分かるのですけれども、こういう資料のデータを提出していただく方が消費者の方も納得しやすいと考えますので、今後とも、できればそういうデータを提出していただくと非常にありがたいと思えます。どうもありがとうございました。

○佐藤委員長 他にどなたか御意見、御質問は。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 今のにちょっと関連するのですけれども、使用基準のところに着香の目的以外に使用してはならないということで、特段濃度とか使っている食品とかは記載されていなくて、一般的に香料はこういうものなのでしょうけれども、量が少ないからということになると理解してよろしいのでしょうか。

○関野食品基準審査課長 我々の提案といいたまいますか、現時点での案としては、こういった形で量的なところの制限は要らないだろうと考えておりますが、それも含めて、御評価いただいた後に、全て我々、改めてまた検討することになると思えます。

○佐藤委員長 他にどなたか御質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件については、香料ワーキンググループにおいて審議することといたします。

関野課長、ありがとうございました。

続きますと、同じく厚生労働省からの評価要請品目、遺伝子組換え食品等1品目について、厚生労働省の森田新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

○森田新開発食品保健対策室長 新開発食品保健対策室の森田でございます。

資料1-3を御覧ください。今回、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものは、ミラクリン発現トマトTU-IPI05B-1についてでございます。

本品目は、ミラクリントランパク質産生能の付与を目的に、トマトにミラクルフルーツ由来の*Mir*遺伝子を導入したものでございます。*Mir*遺伝子がコードするミラクリントランパク質は、それ自身に甘味はないものの、酸味を甘味に感じさせる作用を持つということでございまして、そのため、粉末加工品の形態で酸味を甘味に誘導する甘味誘導の補助食品と

しての利用を想定しているということでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、農林水産省からの評価要請品目、遺伝子組換え食品等1品目について、農林水産省の林畜水産安全管理課調査官から説明をお願いいたします。

○林畜水産安全管理課調査官 農林水産省消費・安全局の林でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

資料1-4を御覧ください。続いてお願いいたしますのは、大腸菌*Escherichia coli* K-12 DM235.0株を利用して生産されたアミノ酸でありますL-トレオニンの食品健康影響評価でございます。

本製品は、大腸菌*Escherichia coli* K-12株を宿主としまして、L-トレオニンの生産効率を高めるため、L-トレオニンの生合成に関与する遺伝子を導入して作製したK-12DM235.0株を利用して生産されるL-トレオニンでございます。また、本申請品目が生産菌を含有していないことは確認されております。

このL-トレオニンの利用目的、利用方法につきましては、従来のL-トレオニンと同じであります。栄養成分の補給を目的に家畜用の飼料に混合添加されるものです。

なお、申請者によれば、本申請品目につきましては、飼料添加物の成分規格を満たし、また、既存の非有効成分の増加や有害性が示唆される新たな非有効成分は含有していないということで、食品安全委員会で決定されております「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」の要件を満たしているものと考えられております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見あるいは御質問がございましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 ミラクリン発現トマトについてお伺いしたいのですが、2点教えてほしいのですが、ミラクリンといえば食品学で結構有名なタンパク質で、おもしろいものだと思うのですが、安全性とかそういうものの知見があるのかないかを1点教えてほしいということ。

もう一つは、これはトマトなので、普通の意味で果実にはほとんど入っていないと思うのですが、トマトはアルカロイドをつくると思うのですが、そういったものは特に

増えていないということの確認だけお願いいたします。

○森田新開発食品保健対策室長 まずは2つ目の方からですが、これは企業からの申請の資料になりますが、従来のトマトと比較して成分の含量として大きな変化はないという結果を出されております。

それから、ミラクリン自体の安全性についてのデータは、今、承知している訳ではございませんけれども、ミラクルフルーツとして食べられているものの含量ですが、トマトの中の含量もグラム当たりでいくと大きく変化するものではないという資料にはなっているかと思えます。

以上でございます。

○村田委員 分かりました。

○佐藤委員長 よろしいですか。

他にどなたか御質問ございますでしょうか。特にございませんか。

それでは、本2件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

森田室長、林調査官、ありがとうございました。

(2) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」であります。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の山本委員から説明をお願いいたします。

○山本委員 それでは、概要を説明させていただきます。資料2を御用意ください。6ページに要約がございますので、それに沿って説明していきます。

抗酸化剤である「ブチルヒドロキシアニソール」について、JECFA、EFSAの評価書等を用いて食品健康影響評価を実施しました。

評価に用いた試験成績は、様々あるのですが、まず遺伝毒性については、ブチルヒドロキシアニソール及びその代謝物である *tert*-ブチルヒドロキノン等は染色体異常誘発性を有すると考えられましたが、代謝物として生成されたキノン化合物によって活性酸素種が生じたことによる二次的な影響によるものであり、BHA及びTBHQ等の代謝物は生体にとって特段問題となる遺伝毒性を示さないと考えました。

発がん性につきましては、げっ歯類の前胃に認められた発がん性はげっ歯類に特異的なものであり、ヒトとの関連性はないと判断しました。

以上のことから、BHAの一日摂取許容量を設定することは可能であると判断しました。

亜急性毒性及び慢性毒性試験で認められた影響は、前胃の増殖性変化の他には、ラットで慢性間質性腎炎、イヌで体重増加抑制及び肝細胞変性でありました。

生殖発生毒性では、児動物に対する毒性が見られましたが、催奇形性は見られませんでした。

各種毒性試験の結果、前胃の増殖性変化以外の毒性所見をエンドポイントとして得られた最も低いNOAELは、イヌを用いた15か月間慢性毒性試験で得られた50 mg/kg 体重/日でありました。このNOAELに安全係数100を適用し、BHAのADIを0.5 mg/kg 体重/日と設定いたしました。

説明は以上です。

○佐藤委員長 では、事務局から。

○吉岡評価第二課長 補足の説明をいたします。

本件は、ポジティブリスト制度の導入に伴って設定された残留基準に係る食品健康影響評価について、2012年に厚生労働省から要請があったものです。

7ページの「6. 構造式」を御覧ください。ブチルヒドロキシアニソール（BHA）は、2-*tert*-butyl-4-hydroxyanisole（2-BHA）と3-*tert*-butyl-4-hydroxyanisole（3-BHA）の混合物です。

同じページの下、「7. 使用目的及び使用状況」を記載しております。

次のページに移っていただきまして、8ページの2行目から、主に動物用飼料中のビタミンA及びE、カロテン、動物性油脂等の酸化を遅くする目的で使用されております。

海外及び日本で食品添加物及び飼料添加物として使用されております。

次に、各種試験結果を説明いたします。9ページをお開きください。9ページから体内動態試験の結果を記載しております。

（1）マウスの単回経口投与試験の結果です。3つ目のパラグラフを御覧ください。経口投与後、BHAは動物体内に速やかに吸収され、500 mg/kg 体重投与群では、投与30分後の血液、肝臓及び腎臓に高濃度のBHAが検出されていますが、投与8時間後には検出されていません。

排出につきましては、9ページの一番下の段落になります。投与したBHAは、主に尿から回収をされております。

少し飛びまして、14ページの図1を御覧ください。ラットの体内における3-BHAの推定代謝経路を示しております。体内では、3-BHAは*tert*-ブチルヒドロキノン（TBHQ）や*tert*-ブチルキノン（TBQ）等に代謝され、さらにグルクロン酸抱合または硫酸抱合されます。

残留試験の結果を19ページ以降に載せております。

19ページをお開きください。2. (1) 豚の残留試験でございます。下から5行目を御覧ください。150 ppm投与群では、筋肉、脂肪及び小腸において最終投与1日後にBHAが検出されましたが、その後は全組織とも検出限界未満でした。

次に、21ページ、(3) 鶏卵の結果をお願いいたします。下から4行目です。150 ppm投与群では、全ての時点で卵黄にBHAが検出され、投与開始14日後に最高濃度が見られました。卵白では全ての時点でBHAは検出されませんでした。

22ページ中ほどをお願いいたします。魚類の残留試験の結果が載っておりますけれども、筋肉中ではいずれの時点でも検出限界未満でした。

BHAと3-BHAの遺伝毒性試験の結果は23ページの表11及び27ページの表12に、代謝物であるTBHQ等の遺伝毒性試験の結果を27ページの表13から33ページの表18に示しております。これらの試験結果のまとめを33ページに記載しておりますので、そちらを御覧ください。

33ページに遺伝毒性のまとめがございまして、下の4行目からお願いいたします。

BHA及びTBHQ等の代謝物には遺伝子突然変異誘発性はありませんが、染色体異常誘発性は有すると考えられました。しかしながら、TBHQの試験において、カタラーゼ等の抗酸化酵素やグルタチオン等の抗酸化物質によって染色体異常等が抑制されたこと及びBHAは体内で代謝され、キノン化合物が生成することから、BHA及びTBHQ等の代謝物の染色体異常誘発性は、BHAの代謝物として生成されたキノン化合物によって活性酸素種が生じたことによる二次的な影響と考え、肥料・飼料等専門調査会は、BHA及びTBHQ等の代謝物は生体にとって特段問題となる遺伝毒性を示さないと考えたとしております。

34ページの下ほどから亜急性毒性試験、38ページから慢性毒性及び発がん性試験を記載しております。

39ページをお開きください。(2) のマウスを用いた104週間発がん性試験②でございます。前胃に発がん性、過形成、乳頭腫、扁平上皮がん等が見られましたが、前胃以外の器官にBHAに関連した発がんは見られませんでした。

以降、40ページのラットを用いた104週間慢性毒性及び発がん性試験、41ページの(5)及び42ページの(6)のラットを用いた104週間発がん性試験、46ページの(12) ハムスターを用いた104週間発がん性試験においても同様に、前胃に発がん性が見られました。

飛びまして、48ページをお願いいたします。中ほどの(15) イヌの15か月間慢性毒性試験結果を記載しております。前胃を持たない動物であるイヌでは、発がん性が見られておりません。250 mg/kg 体重/日投与群で肝臓に異常所見が見られたことから、専門調査会は、本試験におけるNOAELは50 mg/kg 体重/日と判断をしております。そして、このNOAELをADIの設定根拠としております。

生殖発生毒性試験を52ページから記載しております。

ラット及びウサギの発生毒性試験がございます。これらの試験で児動物に対する離乳時死亡率の増加、行動への影響といった毒性が見られましたが、催奇形性は見られておりま

せん。

75ページに食品健康影響評価を記載しております。結論につきましては、先ほど山本委員から御説明いただいたとおりです。

本件につきまして、よろしければ、明日、12月6日から1月4日までの30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

補足説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。いかがですか。

はい。

○山添委員 最初の要約のところで記載があった活性酸素種が生じたことによる二次的な影響というのはどういうことかなと思ったのですが、吉岡課長からの説明で中身の意味は分かりました。BHAあるいはその代謝物が直接DNAに反応してできたものではないという意味での二次的ということだと思えるのですけれども、そういう場合、多くの場合はインダイレクトという言い方もします。そういうところで、使い方として意味は分かりましたが、例えば間接的がいいのか、その辺も少し御検討願えればと思います。

○吉岡評価第二課長 御助言ありがとうございます。

○佐藤委員長 では、少しそういう修正もお考えいただきたいと思います。

他にどなたか御質問は。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 今のと関連あるかないかよく分からないですけれども、14ページの図1に代謝の絵が描いてあって、これで酸化還元が起こって活性酸素が出るのだと思うのですが、質問したかったのは、最初のBHAのところから酸化と書いてあるのですが、ここは多分、右側のdiBHAが出てくるところは酸化的な縮合でカップリングでいいと思うのですけれども、その下の2つは加水分解型で、酸化ではなくて、その下が多分酸化になるのです。これは参照文献があるので、そう書いてあげればしょうがないのですけれども、これでよろしいのかなと思ったので、いかがでしょうか。

○吉岡評価第二課長 原著を確認いたしまして、酸化という言葉を書く場所を確認いたしたいと思います。

○佐藤委員長 では、よろしく申し上げます。

他にどなたか御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。特にございませんね。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(3) 平成30年度食品安全モニター募集について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「平成30年度食品安全モニター募集について」です。

事務局から説明をお願いいたします。

○箴島情報・勧告広報課長 それでは、資料3に基づきまして、御説明させていただきます。「平成30年度食品安全モニター募集（概要）」についてでございます。

枠がございますが、枠内につきましては、まず最初のパラグラフで、食品安全モニターがどういう性格のものかというのを説明してございます。食品安全委員会が行いましたリスク評価に基づいて各省庁が行う施策の実施状況をモニタリングして御報告いただくとともに、御意見・御要望をお寄せいただくために、食品安全委員会が依頼するというのを記載しております。

その次のパラグラフにつきましては、食品安全モニターになっていただいた場合に、食品安全委員会がどのような観点から支援等を行うかを記載してございます。最後の2行でございますけれども、eラーニングの実施でありますとか食品安全関連のイベント情報等の提供を行う旨を記載してございます。

その次が具体的な応募要項になります。

(1)に応募資格を記載してございます。以下のアからエまでの全てに該当する方が対象となります。アにつきましては、平成30年4月1日時点で満二十以上の方であること。

イとしまして、御自身の電子メールアドレスをお持ちの方で、インターネット接続されたパソコン操作が可能である方。

ウにつきましては、食品安全委員会が行うリスク評価を理解するための知識を有しているらっしゃるということで、[1] [2] [3]のいずれかに該当される方にしてございます。[1]につきましては、大学等で食品に関連する学科、括弧内の説明は省略させていただきますけれども、そこに現在在籍している方または卒業もしくは修了された方。[2]は食品に関連する資格を保有の方。括弧内の説明は省略させていただきます。[3]が食品安全に関する業務に従事している方、もしくは従事していた方、または過去に常勤公務員として食品の安全に関する行政に従事していた方、このいずれかを満たされる方になります。

エが、平成30年4月1日時点で、国会議員、地方公共団体の議会の議員、食品の安全に関する行政に従事している常勤の国家公務員・地方公務員のいずれにも該当しない方、このアイウエを全て満たされる方が応募資格になります。

(2)が募集人数及び任期でございますけれども、平成30年度は150名程度を募集したいと考えております。任期については1年間でございますけれども、最長4回の延長(更新)が可能でございます。

(3)が応募方法でございますが、食品安全委員会のホームページから応募いただきたいと思っております。

裏を見ていただけますでしょうか。一番上に枠がありますのが応募フォームになっております。応募フォームにつきましては、氏名、住所等の他に、(ア)(イ)についての御記入をお願いしたいと考えております。(ア)としましては、応募の理由、(イ)としましては、食品の安全に関連して、御自身が関心のあるテーマを1つ設定し、そのテーマについての「現状と課題」及びそれに対して国が行うべきと考えられる改善の提案について、それぞれ時数制限がございます。関心のあるテーマについては30字以内、現状と課題で300字以内、改善するための提案として300字以内での御記入をお願いしたいと考えております。

(4)応募の締め切りにつきましては、平成30年2月5日でございますので、約2カ月間を考えたいと考えております。

(5)選考でございますけれども、応募フォームに記載された内容以外に、性別、年代、居住地域等を考慮して選考させていただきたいと考えております。

(6)は結果の通知でございます。平成30年3月下旬までに郵送もしくは電子メールで連絡させていただき予定にしております。

(7)その他としまして、個人情報の扱いについて、ここに記載をしているところでございます。

もしよろしければ、明日から2カ月間、募集をさせていただきたいと考えてございます。説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御質問等ございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、事務局は、平成30年度の食品安全モニターの募集手続を開始してください。

(4) その他

○佐藤委員長 他に議事はありませんか。

○松原総務課長　　ございません。

○佐藤委員長　　これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

　　次回の委員会会合は、来週12月12日火曜日14時から開催を予定しております。

　　また、8日金曜日14時から「農薬専門調査会評価第一部会」が非公開で開催される予定となっております。

　　以上をもちまして、第676回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

　　どうもありがとうございました。